別表十㈢付表の表中

各通算法人の通算前所得金額の合計額 （別表十八の三「14の計」）
他の通算法人の通算前欠損金額の合計額 （別表十八の三「15の計」）

を

各通算法人の通算前所得金額の合計額 （別表十八(三)「19の計」）
他の通算法人の通算前欠損金額の合計額 （別表十八(三)「20の計」）

に、

各通算法人の控除未済欠損金額の合計額 （別表十八の三「16の計」）

を

各通算法人の控除未済欠損金額の合計額 （別表十八(三)「21の計」）

に改める。

別表十㈣の表中

当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 （別表十(六)付表「11」の合計）

を

当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 （別表十(六)付表一「11」の合計）

に、

当期所得基準額 ⑵－⑶－⑷－⑸－⑹－⑼ （125億円を超える場合は125億円） （マイナスの場合は０）

を

当期所得基準額 （⑵－⑶－⑷－⑸－⑹－⑼）又は（別表十(六)付表二「10」） （125億円を超える場合は125億円） （マイナスの場合は０）

に、

特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 （別表十(六)付表「13」の合計）
同上以外の場合の益金算入額 （別表十(六)付表「14」の合計）

を

特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 （別表十(六)付表一「13」の合計）
要加算調整額 （別表十(六)付表一「14」の合計）

に、

当

期益金算入額 ⑿＋⑬	14	円

を

⑿及び⑬以外の益金算入額 （別表十(六)付表一「15」の合計）	14	円
当期益金算入額 ⑿＋⑬＋⑭	15	

に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十（六）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第66条の13（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「当期所得基準額
（⑵－⑶－⑷－⑸－⑹－⑼）又は（別表十(六)付表二「10」）
（125億円を超える場合は125億円）
（マイナスの場合は０）」　⑽の欄は、当該法人が通算法人である場合（当該事業年度が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度である場合に限る。）には「（⑵－⑶－⑷－⑸－⑹－⑼）又は」を消し、その他の場合には「又は（別表十(六)付表二「10」）」を消すこと。

別表十㈣の次に次の１表を加える。